

京都大学	博士（文学）	氏名	藤本健太郎
論文題目	1920年代ソ連の対日政策 ―北サハリンを中心に―		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>1920年代，ロシアと日本の関係は大きな振幅を経験した。日露戦争後の10年あまり，露日両国は4次にわたる日露協約によって満州および極東における相互の利益を承認し，露日関係は「例外的な友好関係」と形容される状況にあった。かかる状況は，1917年のロシア十月革命で一変する。ボリシェヴィキ政権が日本に友好的な姿勢を示したにもかかわらず，日本が列強とともにシベリアに出兵することを選択したからである。さらに，1920年にアムール川河口のニコライェフスクにおける赤軍パルチザンによる虐殺で多くの日本人が犠牲となった所謂「尼港事件」を受けて，日本が北サハリンを「保障占領」したことで，露日関係は一層悪化した。これらの結果，1920年代の露日関係は，シベリア・沿海地方・北サハリンというロシア領への日本軍の展開を背景とする敵対関係を起点とすることとなった。1920年に開始されたソヴィエト・ロシア（22年以降はソ連。以下，便宜的に「ロシア側」等の呼称もあわせて使用する）と日本の間の国交樹立交渉において最大の焦点となったのも，日本軍の撤退問題であった。この問題は，アジア太平洋地域の諸問題が討議された1921-22年のワシントン会議において日本がシベリア・沿海地方からの撤退を表明し，さらに1925年の日ソ基本条約締結に伴い北サハリンから日本軍が撤退する，という段階を経て解決されていくこととなる。同条約の締結後，ソ連は北サハリンの石油・石炭の採掘に関する利権を日本企業に付与し，早くも1920年代後半には同地で日本の石油採掘が進行する。これと並行してソ連は，改定漁業協定で日本側に有利な条件を付与し，さらに不可侵条約の締結を打診するなど，日本に宥和的な姿勢を示した。かくして20年代後半，ソ日関係は少なくとも表面上はロシア帝政末期の如き友好的な関係へと回帰することとなったのである。</p> <p>以上のようなソ日関係の概要は，すでに先行研究によって明らかにされているが，先行研究にはいくつかの大きな欠落がある。この問題に関係する先行研究は，日ソ二国間関係史，東北アジア国際政治史，ロシア極東地域史などの分野に分かれて存在しているが，何れの分野の研究においても，ロシア・日本双方の一次史料を使用したものは少ない。また，ロシア側の交渉姿勢には一貫性を欠く局面が多いが，先行研究はロシア側の政策や意図については仮説を提示するにとどまるものが多く，また様々な仮説が相互に一貫性を有するとは言い難い。本論文は，これらの問題点を克服すべく，ロシア国立社会主義文書館（旧ソ連共産党文書館）やロシア連邦国立文書館に所蔵される一次史料，刊行されたロシア側の史料集（一般の研究者は現物を閲覧できな</p>			

い史料を多く含む)、日本外交文書を可能な限り使用することにより、1920年代のソヴィエト・ロシア／ソ連の対日政策の展開を実証的に明らかにすることを目指す。また、1920年代のソ日関係の研究は、日ソ基本条約が締結された1925年までに集中する傾向があり、それ以降については十分な検討が行われているとは言い難い。その結果、ソ日関係が悪化していく1930年代の状況は1920年代とは無関係であるかのように措定される傾向にある。これに対して本論文は、1920年代後半の極東情勢やソ連中央の対日政策の展開を分析することにより、1920年代から30年代にかけての対日政策の連続性、および連続性をもたらした要因についても考察する。

以下に各章の要約を示す。

第1章では、以下の議論の前提として、1920年代のソヴィエト・ロシア／ソ連の対日政策の策定および決定のパターンを概観する。1920年代においては、ソヴィエト・ロシア／ソ連の外交政策は、外務人民委員のゲオルギー・チチェーリンを中心に、その部下に当たるレフ・カラハン、マクシム・リトヴィノフ、および外務人民委員部の幹部で構成される参与会が、相互に協議や意見交換を行いながらも各々ある程度の自律性を保持しながら共産党中央委員会政治局に政策案を諮り、政治局が適宜検討と修正を加えて最終決定を行うという形で策定されていた。対日政策の形成においてとりわけ大きな影響力を有していたのは外務人民委員のチェーリンであり、彼が病氣療養に入った28年8月以降は、カラハンがその役割を引き継いだ。この間、ヨシフ・スターリンは、外務人民委員部と政治局の橋渡しを行う役割を果たしており、組織間のバランスとして一定の影響力を行使することはあったものの、チチェーリンほどの発言力はなかった。スターリンが対日外交における発言力を増していくのは、チチェーリンの退場後のことである。

第2章は、ワシントン会議において日本がシベリア・沿海地方からの撤兵を表明する1922年までの期間を対象に、日本とソヴィエト・ロシアおよび極東共和国との交渉過程を検討する。極東共和国は、ソヴィエト・ロシアが日本との直接的な軍事衝突を避けるために樹立した緩衝国家であるが、その存在が露日間の国交樹立交渉を複雑化することとなった。極東共和国の存在ゆえに、露日間の交渉は二元化し、しかもソヴィエト・ロシアと極東共和国がしばしば矛盾する立場を示したためである。この時期、露日間には、極東共和国の代表が間接的に参加したワシントン会議、極東共和国・日本間の大連会議、そしてワルシャワ等におけるカラハンと日本の外交官の非公式会談という、3つの交渉チャンネルが存在した。ソヴィエト・ロシアおよび極東共和国の外交方針を統括する立場にあったチチェーリンは、極東共和国に対日強硬姿勢を取らせ、ワシントン会議の終了まで大連会議を引き延ばすことで、ソヴィエト・ロシアに有利な状況のもとで日本にソヴィエト・ロシアとの交渉を強いるという対日交渉方針を策定し、政治局の承認を得た。

かかるチチェーリンの対日交渉方針は、日本が極東でさらに軍事行動を拡大することはないとの認識に基づいていた。しかるに日本軍と直接対峙する極東共和国は、日本が軍事行動を拡大する可能性は依然として大きいと見ていた。かかる危機感に加えて、モスクワ・極東共和国間の意思疎通の失敗も相俟って、しばし極東共和国はモスクワの意に反する柔軟姿勢で対日交渉を進めることとなった。このことは、極東共和国がいったん日本側に付与した利権の取り消しや極東共和国上層部の人事交代などにつながった。一方で、チチェーリンの意を受けたカラハンは、ワルシャワ等における日本外交官との非公式交渉において、ソヴィエト・ロシアが日本に利権を付与する用意があることを示しつつ日本軍の撤兵を求め、極東共和国ではなくモスクワと国交樹立交渉を開始するよう日本側に懇請している。カラハンの非公式交渉は、日本をソヴィエト・ロシアとの交渉に仕向けようとするチチェーリンの対日交渉方針に沿うものであった。

結果的に、チチェーリンの対日交渉方針は想定通りに機能しなかった。日本政府は、ワシントン会議においてアメリカと足並みを揃えることを重視し、早い段階からシベリア・沿海地方からの無条件撤兵を決定していた。一方で日本政府は、極東共和国を傀儡政権化せんとする思惑を捨てることなく、モスクワではなく極東共和国との交渉を継続した。しかし、極東共和国は上記のチチェーリンの方針に従って強硬姿勢を維持したため、1922年1月に日本が大陸からの撤兵方針を表明した後の日本と極東共和国の交渉は何ら成果を生み出さなかった。同年10月に沿海地方からの日本軍撤兵が完了したのを見届けて、ソヴィエト・ロシアは極東共和国を併合し、年末にはソ連が成立する。これ以降、ソ日間の国交樹立交渉は、なお日本軍が駐留を継続する北サハリンを焦点に展開していくこととなる。

第3章では、ソ日国交樹立交渉において浮上した北サハリン売却問題を検討する。ソ日間交渉の早い段階で、日本側は1億円で北サハリンを購入することを提案した。これに対してソ連側が終始日本側の提示する金額の10倍ほどの売却金額を対案として提示し続けたことから、先行研究はソ連側には当初から北サハリン売却の意思は無かったと解釈している。しかしながら、同時期の政治局決定や政治局が設置したチチェーリンを委員長とする小委員会の報告によれば、ソ連中央はサハリン売却の可能性を否定していたわけではなかった。政治局は、日本との早期の国交樹立を望んでいたが、それに際して帝政期の旧債務などの莫大な支払いを強いられる可能性を懸念していた。政治局は1922年のラパッコ条約のように請求権の相互放棄が行われるのが最良と考えていたが、それが実現するか否かにかかわらず、北サハリンの売却価格を可能な限り高く設定することにより、ソ連側の金銭的負担を回避し、可能であれば日本から現金の支払いを獲得しようとしていたのである。

これに対して、対日交渉に実際に携わったカラハンやアドルフ・ヨッフエら外務人

民委員部は一貫して売却に消極的であり，日本への利権供与のみを見返りとして国交樹立交渉をまとめようとしていた。対日交渉においてカラハンらが強硬姿勢を崩さなかったことから，日本側はソ連に北サハリンを売却する意図はないとの見方に傾き，請求権問題についてもそれを条約締結後に先送りする形で国交樹立を急ぐ姿勢へと転換した。政治局が請求権問題と北サハリン売却をリンクしていたことは，日本側が請求権問題で柔軟姿勢を示した後に政治局が北サハリン売却の可能性を排除するに至ったことから明らかである。以上の過程を俯瞰するならば，北サハリン売却に消極的な外務人民委員部が政治局の方針よりも自らの方針を優先する形で対日交渉を進め，日本側が早期に譲歩したことで，北サハリン問題については外務人民委員部の方針が貫徹されたと見ることが出来る。

第4章では，日ソ基本条約の締結から1920年代後半にかけてのソ日関係の展開を検討する。北サハリン売却の可能性が消えると，政治局は，北サハリン撤兵の見返りとして日本に北サハリンの石油・石炭採掘利権を供与することを決定した。利権の具体的な条件については，日本企業をコントロールするために出来るだけ抑制的な条件で交渉を進めようとする利権委員会と，日本軍の早期撤兵を実現するために寛大な条件を提示しようとするチチェーリンとの間で意見対立があったが，政治局は後者に近い決定を行い，結果的に日本はきわめて有利な条件で北サハリンの石油利権を獲得することとなった。基本条約の締結後，ソ連は日本に宥和的な姿勢を示した。ソ連は漁業協定の改定に際して日本側に有利な条件を譲許し，ソ日貿易や文化交流も順調に拡大した。ソ連側からの不可侵条約締結の提案に対しては，むしろ日本側が現状維持を指向してこれに応じなかったものの，20年代後半のソ日関係は少なくとも表面的には友好的に推移した。

しかし，ソ連中央では，極東における日本の経済的影響力拡大が政治的影響力の拡大にもつながるのではないかとの懸念が，基本条約締結後の早い時期から台頭していた。北サハリンにおける日本の石油開発が順調に進展したことで，このような懸念は強まっていった。日本の影響力を抑制するために，チチェーリンは，帝国主義列強を競わせて相互抑制を図るという政策を復活させ，米英企業の極東誘致を図った。一方，内政を管轄する諸機関は，ロシアの自国資本による開発を促進することによって，日本の経済活動を抑制することを目指した。これらの動きを受けて，1927年8月には政治局が，日本への利権付与を抑制するとともに，北サハリンで日本企業に対抗できる自国企業を育成すること，ウラジオストク地域への朝鮮人の流入に対抗してロシア人の入植を加速することなどを盛る対日政策を決定した。これと並行して米国の石油会社への利権付与交渉も進められたが，候補の米国企業が交渉を打ち切ったことで，列強を競わせる政策は不調に終わる。結果的に，北サハリンの日本企業を抑制する政策は，1928年に国営のトラスト・サハリンネフチの設立へと帰結することとな

る。

第5章では、1928年末から29年にかけてスターリンの下で行われた対日政策の見直しについて考察する。29年4月に政治局が承認した新たな対日政策には、それまでは外交関係上望ましくないとされていた日本企業への監視や、日本を仮想敵とする沿岸警備の強化などの新たな方針が盛り込まれた。この新たな対日政策については、チチェーリンが病氣療養で外交の第一線から去った後にスターリンのもとで策定されたこともあり、リーダーシップの交代に伴う政策転換と考えられてきた。しかしながら、新たな対日政策には、前章で検討した1927年8月に政治局が決定した対日政策からの多くの連続性を見出すことが出来る。新政策の背後には北サハリンを含む極東における日本の影響力の拡大への懸念が存在し、具体的な政策についても、極東へのソ連の資本および人員の投入拡大、アメリカ資本の誘致など、多くの連続性を見出すことが出来るのである。

終章では、各章の議論を要約した後に、1920年代から30年代にかけてのソ連の対日政策の連続性が考察される。第5章で検討したように、1930年代にスターリンの下で顕在化する敵対的な対日政策は、すでに1929年4月に準備されていたが、さらにその淵源は1927年8月の政治局決定にさかのぼることが出来る。そしてこの政治局決定の背後にあったのは、日ソ基本条約の枠組みの下で日本側に付与された利権に基づく、北サハリンをはじめとする極東における日本の経済活動の拡大に伴う政治的影響力拡大への懸念や警戒感であった。スターリンの権力掌握と満州事変は、ソ連の対日警戒感を顕在化させる作用を有したものの、その警戒感自体は、ソ日関係が新たな友好の時代を迎えたと考えられていた1920年代後半に徐々に形成されていたものであり、かかる友好関係の起点となった日ソ基本条約にすでにその契機を胚胎していたと考えることが出来るのである。

(論文審査の結果の要旨)

1920年代、露日関係は大きな振幅を経験した。日露戦争後、「例外的な友好関係」にあった露日関係は、ロシア十月革命の後、日本のシベリア出兵により敵対関係へと転じ、さらに1920年の所謂「尼港事件」を受けて日本が北サハリンを「保障占領」したことで一層悪化した。シベリア・沿海地方・北サハリンにおける日本軍の存在は、1920年から始まる露日間の国交樹立交渉における最大の焦点となった。日本軍の撤兵は、1922年に日本がワシントン会議においてシベリア・沿海地方からの撤兵を表明し、1925年の日ソ基本条約の締結に伴い北サハリンから撤兵するという形で、段階的に実現されていく。そして日ソ基本条約の締結後、ソ日関係は、少なくとも表面上は、ロシア帝政末期の如き友好関係へと回帰することとなる。

以上のような露日関係の概略は既に知られている。しかし、先行研究においては、ロシア側の対日政策についての実証的な分析が不足しており、一貫性を欠くかに見えるロシア側の対日姿勢については仮説レヴェルの説明が与えられるにとどまっている。本論文は、このような先行研究の問題点を克服することを目指し、露日双方の一次史料の実証的な分析に基づいて、1920年代のソヴィエト・ロシア（22年末以降はソ連）の対日政策およびソ日関係の展開を検討する。以下、①日本がシベリア・沿海地方からの撤兵を表明する1922年まで、②日ソ基本条約が締結される1925年まで、③同条約の締結後、という本論文の時期区分によりつつ、その概要を示す。

1920年に開始された露日間の国交樹立交渉は、ソヴィエト・ロシアが日本との直接的な軍事衝突を避けるために樹立した極東共和国という緩衝国家の存在ゆえに複雑な様相を呈した。露日間の交渉が二元化し、しかもソヴィエト・ロシアと極東共和国がしばしば矛盾する立場を示したためである。先行研究は、ロシア側史料の不足に加えて、極東共和国とモスクワは一体であるとの前提を疑わなかったゆえに、この間のロシア側の対日交渉姿勢を十分に説明することが出来なかった。これに対して本論文は、外務人民委員ゲオルギー・チチェーリンが作成した対日政策方針とそれに関連する外交過程の詳細な分析に基づいて、ロシア側の動向を合理的に説明する新たな視点を提示する。チチェーリンと政治局は、日本の軍事行動拡大の可能性は低いとの認識の下、極東共和国に対日強硬姿勢を維持させると同時にモスクワが日本側に一定の譲歩姿勢を示すことにより、ロシア側に有利な条件で日本軍撤兵と国交樹立を目指す、との対日交渉方針を決定した。しかし、この方針は極東共和国側に十分に伝達されなかったため、日本の軍事行動拡大を予想していた極東共和国指導部は対日交渉を急いだ。その結果、極東共和国は一時的に中央の意に反する対日譲歩を行い、交渉の混乱を招くこととなったのである。一方で、チチェーリンの部下であるレフ・カラハンは、中央の対日交渉方針に沿って、撤兵の代償として利権を付与する柔軟姿勢を示しながら、日本側にモスクワとの国交樹立を慫慂していた。しかし日本政府は、極東共和国を傀儡政権化せんとする思惑の下に極東共和国との交渉を継続した。さらに日本政府は、ワシントン会議におけるアメリカとの協調を重視する立場から、シベリア・

沿海州からの無条件撤兵方針を決定したため、結果的に見れば、チチェーリンの対日交渉方針は不要であった。しかし、これを分析の軸に据えることによって、対日交渉におけるモスクワと極東共和国の動向を矛盾無く説明した本論文の功績は大きい。

これに引き続く日ソ基本条約締結に至るソ日間交渉で重要な争点となったのは、日本軍がなお駐留を継続していた北サハリンの売却問題であった。日本側が提示した購入金額の10倍の金額をソ連側が一貫して提示したことから、先行研究はソ連には当初から北サハリン売却の意思は無かったと解釈している。これに対して本論文は、チチェーリンと政治局が、帝政期の債務等の支払いを回避しつつ早期の日本軍撤退を実現するために、高額であれば北サハリンを売却することに反対せぬ立場を取っていたこと、しかし同時に、対日交渉に実際に携わったカラハンやアドルフ・ヨッフエら外務人民委員部は一貫して売却に消極的であり、後者が対日交渉において強硬姿勢を崩さぬうちに日本側が購入を断念し、日ソ基本条約の締結に至ったことを明らかにした。

かくして1925年に日ソ基本条約が締結された後、日本はきわめて有利な条件で北サハリンの石油採掘等の利権を獲得し、20年代後半には日本企業による北サハリンの石油開発が進んだ。ソ連は、漁業協定改定に際しても日本側に有利な条件を譲許し、さらに不可侵条約の締結を打診するなど、対日宥和姿勢を取った。ソ日間では、貿易や文化交流も拡大した。しかし、先行研究ではソ日関係の平穏期とされるこの時期に、ソ連側が日本の経済活動の活発化に伴うその政治的影響力の拡大への警戒を強め、早くも1927年には政治局が北サハリンを含む極東ロシアにおける日本の影響力抑制を目指す政策に傾斜し始めたこと、そしてこの政策が強化される形で1930年代の対日政策が形成されていくことを、本論文は明らかにした。先行研究が30年代のソ連の対日姿勢の硬化の起点をヨシフ・スターリンの権力確立や満州事変に求めてきたのに対して、本論文は、ソ連側の宥和姿勢の結果として生じた極東における日本の経済活動や移民の拡大が、なお経済的に弱体なソ連の対日警戒感を惹起するという構造的な要因を見出し、ここに30年代ソ連の対日政策の淵源を見出すのである。

以上のように、本論文は、ソヴィエト・ロシア／ソ連の対日政策の決定および遂行過程を、中央・地方間や省庁間の内部対立にまで立ち入って実証的に闡明することにより、この分野における研究に新たな地平を拓く歴史像を提示したと評価できる。論者自身も認識しているとおり、日ソ基本条約締結後の個別的な経済政策などについて史料的に詰めきれていない部分や、ソ連側の対日政策の分析をソ日関係の全体像へと接続しきれていない部分もあるが、これらの問題は露日双方の史料の更なる収集と分析、および出版に向けての改稿を通じて、十分克服され得るものと考えられる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。